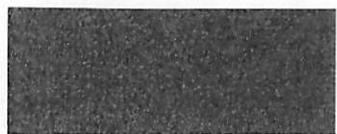


0  
0  
0  
0  
0

## 返送書面

平成27年(わ)第9999号  
第2刑事部

①枚目(表)



## 質問票

令和 年 月 日

(ふりがな)

お名前 (署名)

印

電話番号

— —

携帯電話

— —

住所の変更がある方は、新住所を記入してください。

新住所 〒 —

代筆をされた場合は、記入してください。

代筆の理由 ( )

代筆者のお名前 (署名)

印

9月18日（水）までにご返送ください。

### ご記入にあたって

- ① 必ずペン又はボールペンでご記入ください。また、消せるペンは使用しないでください。
- ② お名前欄にはご本人が署名（自筆）し、忘れずに押印してください（スタンプ印不可）。
- ③ ご本人が病気などの理由により記入することができない場合は、ご家族の方などに代筆していただくことができます。代筆をされる場合は、「お名前（署名）」欄にご本人のお名前をお書きいただき（ご本人の印は不要）、「代筆の理由」欄にご本人が記入できない理由をご記入の上、代筆者の署名と押印をしてください。

### 虚偽の記載について

質問票に虚偽（うそ）の記載をすることは、法律により禁じられており、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したときは、罰金又は過料に処せられることがあります。

# ①枚目(裏)

【問1で参照】

## 次の方は裁判員になることができません。

### ◆ 国会議員、国の行政機関の幹部職員等のうち次の方

- 1 国会議員及び国務大臣
- 2 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員
  - イ 一般職の職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員（事務次官、外局の長、試験所・研究所の長、病院・療養所の長その他の人事院規則で定めるもの）
  - ロ 特定期付職員のうち、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける人
  - ハ 特別職の職員のうち、特別職の職員の給与に関する法律別表第一及び別表第二の適用を受ける職員
- ニ 防衛省の職員のうち、上記イ記載の指定職俸給表の適用を受ける職員、上記ロ記載の7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける特定任期付職員及び常勤の防衛大臣補佐官

### ◆ 司法関係者、法律関係者等のうち次の方

- 3 裁判官、検察官及び弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下同じ。）並びに裁判官、検察官及び弁護士であった人
- 4 弁理士、司法書士及び公証人
- 5 司法警察職員としての職務を行う人
- 6 裁判所及び法務省の職員（非常勤の者を除く。）
- 7 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）
- 8 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
- 9 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授、准教授
- 10 司法修習生

### ◆ その他

- 11 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。）の長
- 12 自衛官
- 13 国家公務員となる資格を有しない人（次のイ～ニのいずれかにあてはまる人）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
  - ロ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ハ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、一定の罪（国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪）を犯し刑に処せられた人
- ニ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 14 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、裁判中の人の

## 問1 裁判員になることができないご事情にあてはまりますか。

①枚目(裏) (左のページ) の 1 ~ 14 のいずれかにあてはまる方は、裁判員になることができません。A または B を○で囲んでください。

A あてはまらない

B あてはまる

1 ~ 14 のうち、あてはまる  
ものの番号をお書きください。

番号

- ※ 1~12 にあてはまる方は、その職業等に就いて  
いることがわかる資料の写しを同封してください。
- ※ 同封する資料が不明な場合は、裁判員係までお問  
い合わせください。

- 例
- ・ 2 に該当する国の行政機関の職員  
→「級号俸が確認できる辞令の写し」など
  - ・ 7 に該当する警察職員  
→「警察共済組合組合員証の写し」など

質問終了です

## 問2 裁判員になることの辞退を希望されますか。

A または B を○で囲んでください。

A 辞退を希望する

B 辞退を希望しない

障がいをお持ちの方で裁判所の  
サポートを希望される方は、  
⑥枚目(裏) もご記入ください。

(3)枚目 問3 へ

質問終了です

## 問3 辞退を希望する理由をお知らせください。

以下の1～17のあてはまる番号を○で囲んでください（複数選択可）。

- 1 70歳以上
- 2 学生  
(カルチャースクール、通信制、夜間通学制は除きます)
- 3 過去5年以内に検察審査員又は補充員であった
- 4 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員であった
- 5 過去3年以内に選任予定裁判員であった
- 6 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行った  
(当日辞退が認められた方は除きます)
- 7 地方公共団体の議会の議員  
(会期中に限ります)

- 8 仕事上の事情
- 9 重要な用事・予定
- 10 育児
- 11 妊娠中又は出産後8週間以内
- 12 出産の立ち会い
- 13 重い病気又はケガ
- 14 介護又は入院等の付き添い

- 15 遠方に住んでいて横浜地方裁判所に行くのが困難
- 16 災害により生活再建が必要
- 17 その他

→ ④枚目へ

→ ⑤枚目へ

→ ⑥枚目へ

## 1～5にあてはまる方

どちらかにチェック☑をしてください。

- この事件だけ辞退する
- 本年中、辞退する

## 2にあてはまる方

学校名 [ ]  
学年 [ ]

学生証の写しなど、学校名、在学期間がわかる資料の写しを同封してください。

## 3～6にあてはまる方

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月ごろ

地方裁判所（\_\_\_\_支部）  
検察審査会

## 7にあてはまる方

議会名 [ ]  
会期 [ ]

議員の身分証明書などの資料の写しを同封してください。

質問終了です

**8 仕事上の事情 に○をされた方**次の①～③すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 仕事の内容（業種、あなたの立場・役割など）

- ② 他の人に代わってもらうことがむずかしい事情

(例 少人数、引継困難、締切・納期が迫っている、顧客対応、資格が必要であるなど)

- ③ 仕事を休むと生じるおそれがある、仕事上の損害または影響

(例 売上減、注文減、顧客喪失、顧客損害、業務停止、補償請求、収入減など)

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

**9 重要な用事・予定 に○をされた方**次の①～②すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 重要な用事の日時・内容 (例 6月8日娘の結婚式、2月25日～27日資格試験など)

- ② その用事を他の日程に変更できない事情、変更により生じる影響・損害

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

**10 育児 に○をされた方**次の①～③すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① お子さんの年齢

\_\_\_\_\_歳        \_\_\_\_\_歳        \_\_\_\_\_歳

- ② あなたとの関係 (例 子、孫など)

同居の [ ] 別居の [ ]

- ③ 他の人に代わってもらうことがむずかしい事情

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

## 11 妊娠中又は出産後8週間以内 に○をされた方

出産予定日または出産日をご記入ください。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

## 12 出産の立ち会い に○をされた方

次の①～②すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 出産予定日または出産日

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

- ② 出産の予定がある方とあなたとの関係 (例 妻、子など)

[ ]

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

## 13 重い病気又はケガ に○をされた方

次の①～②すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 病気やケガの具体的な内容 (病名や診断名など)

[ ]

- ② 現在の症状 (入通院期間、通院頻度、全治見込み期間など)

[ ]

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

## 14 介護又は入院等の付き添い に○をされた方

次の①～③すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 介護が必要な方とあなたとの関係 (例 実父、義母など)

同居の [ ] 別居の [ ]

- ② 介護等が必要な方の状況等 (病名、要介護認定区分、入通院期間、通院頻度など)

[ ]

- ③ 他の人に代わってもらうことがむずかしい事情

[ ]

※ 容易に準備できる資料がある場合には、資料の写しを同封してください。

⑥枚目(表)

15 遠方に住んでいて横浜地方裁判所に行くのが困難 に○をされた方

裁判所までの所要時間など裁判所に行くことが困難な事情をご記入ください。

[Large empty rectangular box for writing.]

16 災害により生活再建が必要 に○をされた方

次の①～②すべてについて、具体的にご記入ください。

- ① 被害の状況（暴風、豪雨、豪雪、地震などの災害により、自宅や自営店舗、ライフラインなどにどのような被害が生じたか）

[Large empty rectangular box for writing.]

- ② 生活の再建のために必要な用務

(例　自宅の修復、必要な生活用品をそろえる　など)

[Large empty rectangular box for writing.]

17 その他 に○をされた方

ご事情を具体的にご記入ください。

[Large empty rectangular box for writing.]

## ⑥枚目(裏)

しょう も かた さいばんしょ きぼう かた  
障がいをお持ちの方で裁判所のサポートを希望される方へ

どうふう あんない しよう も かた から よ  
※ 同封の「ご案内」の「障がいをお持ちの方へ」のページを必ずお読みください。

さいばんしょ きぼう こうもく  
裁判所のサポートを希望される項目すべてにチェック  をしてください。

- 補聴器を用意してもらいたい
- 手話通訳者を用意してもらいたい
- 要約筆記（筆記通訳）者を用意してもらいたい
- 磁気方式補聴器システム（磁気誘導ループ）を利用したい
- 書類を点字翻訳してもらいたい
- 身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を連れて行きたい
- ガイドヘルパー（移動介助者）を手配してもらいたい
- 車いすを利用するので、介助してもらいたい
- 介助のために、付き添いの家族を連れて行きたい
- その他

さいばんしょ れんらく ばあい つごう よ ほうほう きにゅう  
裁判所からご連絡する場合に、ご都合の良い方法をご記入ください。

れんらく へいじつ ござん じ ごご じ あいだ  
※ ご連絡するのは、平日の午前9時から午後5時の間です。

でんわ ばんごう )  
電話 (番号 :

FAX ばんごう )  
(番号 :

メール (アドレス : )